

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程 (案)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人草心会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第3条 役員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、役員1人につき年額50,000円の支給とする。ただし、年度の途中で新たに役員に就任した場合若しくは役員を辞任又は任期満了により退任した場合の報酬の額は、当該年額を月割により算出した額により支給するものとする。

2 評議員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、定款第8条に定める額の範囲内とし、評議員1人につき50,000円の支給とする。この場合、前項ただし書きの規定は、評議員にも適用する。

(費用の支給及びその額)

第4条 役員及び評議員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項(1)から(3)の職務について、通勤に伴う交通費が発生する場合は、当該交通費実費
- (2) 第2条第2項(4)及び(5)の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費
- (3) 前各号の他、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 第2条及び第3条に規定する報酬については、原則として当該年度の年度末に現金により支給する。ただし、年度の途中で辞任又は任期満了により退任する場合は、そ

の辞任又は任期満了による退任の時点で、現金により支給するものとする。

2 前条に規定する費用の額の支給については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人草心会規程によるものとする。ただし、理事長については、準常勤者で経営全般を管理監督することと併せて統括会計責任者として、役員報酬を月額10万円支給する。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。